

労働基準法第 113 条の規定による公聴会における公述意見

○ 公聴会開催日時：平成 25 年 8 月 27 日（火）10:00～11:00

○ 公述人

・ 公益側代表

山口 浩一郎（上智大学名誉教授）

・ 労働者側代表

平川 純二（日本化学エネルギー産業労働組合連合会 副会長）

・ 使用者側代表

砂原 和仁（東京海上日動火災保険株式会社企業商品業務部

責任保険グループ参事）

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

（命令の制定）

第百十三条 この法律に基づいて発する命令は、その草案について、公聴会で労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定する。

<公述の概要>

【公益側】山口浩一郎公述人（上智大学名誉教授）

<本改正案についての評価>

- 今般の改正案は、労働基準法施行規則第 35 条専門検討会（以下「専門検討会」という。）の報告書に基づき労働基準法施行規則別表第 1 の 2（以下「別表」という。）に①テレピン油にさらされる業務による皮膚疾患、②ベリリウムにさらされる業務による肺がん、③1, 2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん、④ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がんを追加し、その施行期日を平成 25 年 10 月 1 日とするものである。
- 当該別表は、業務上疾病の範囲を確定する役割を果たしており、労災保険制度のなかで極めて重要なものである。海外においては疾病の追加はハードルが高く、ILO の職業病表の改訂が平成 22 年になってようやく可能になったのもその表れともいえるが、我が国においては、昭和 53 年の改正以降、必要に応じ疾病が追加され、労働環境の変化に適した対応がなされてきたところであり、これは我が国の職業病表の大きな特徴である。
- 今回の改正もこのような過程の一環であるが、手続的にも化学物質による疾病に関する分科会（以下「分科会」という。）等の検討を経た専門検討会の結論に基づいており、改正内容及び施行期日もも妥当なものと評価できる。したがって、本省令案要綱については、賛成である。

【労働者側】平川純二公述人（日本化学エネルギー産業労働組合連合会 副会長）

<全体としての評価>

- 専門検討会の報告を踏まえた上で、別表に新たに業務上疾病を追加することは、業務上疾病における労災補償の確保と労働者の健康障害防止に資することから妥当である。

<今般別表に追加する化学物質に関する周知等について>

- 今般、新たに別表に追加される 1, 2-ジクロロプロパン又はジクロロメタンによる胆管がんの事例のように、労働者が被災したことを契機に対策がとられるようになることは極めて遺憾であるが、化学物質にさらされる業務と疾病との関係が明らかになった以上、その危険性をいかに伝えていくかが重要である。

○ 印刷事業場で発生した胆管がんについて労災請求されている事案のうち、業務上外の決定がされていないものは平成25年6月末時点で50件超に上っており、厚生労働省においては今後可能な限り早く業務上外の検討結果を示していただきたい。

○ 労働者の健康障害を防止するとともに、今般の改正の実効性を確保するため、どのような作業によって別表に追加される化学物質等のばく露を受け、業務上疾病を発症するのかについて、周知徹底を図っていただきたい。

さらに、事業者が、労働者に対し、化学物質にさらされる業務と疾病との関係について周知及び教育を確実に行えるよう、厚生労働省において行政指導及び支援をお願いしたい。

<化学物質による労働者の健康障害の防止に向けた取組について>

○ 化学物質の適正な管理の必要性が認識されるように、化学物質の使用者及び製造者等に対して、化学物質の危険有害性情報の伝達を促進することが必要である。

また、事業場においてどのような状況及び環境下で化学物質が使用されているのかについて、リスクアセスメント事業や事業者及び労働者からのヒアリング等を通して把握することも、化学物質による労働者の健康障害の防止に向けた効果的な対策に資するものとする。

○ 厚生労働省には、化学物質による労働者の健康障害の防止に向け、積極的な取組をお願いしたい。

【使用者側】砂原和仁公述人

(東京海上日動火災保険株式会社企業商品業務部責任保険グループ参事)

<テレピン油にさらされる業務による皮膚疾患について>

○ 専門検討会での検討におけるテレピン油による業務上疾病の症例は全て海外のもの(分科会報告書別添5)であり、国内で同じ評価ができ、同じ症例が起り得るのか疑問である。国内でのテレピン油の使用状況、症例の有無等を再確認すべきである。

<ベリリウムにさらされる業務による肺がんについて>

○ 専門検討会の分科会の報告書では、海外の専門家会議等でヒトに対する発がん性が認められており、多くの疫学論文があることなどを理由に別表への追加が適当とされているが、国内ではベリリウムばく露による肺がん例についての報告はないとされている(分科会報告書5ページ)ことから、専門検討会の報告書にも示されて

いる例示列举の考え方（諸外国において発症例があるが、国内においては使用される見込みがない等のため当該疾病の発症例が極めて少ないと認められるものは例示列举しない旨）からすれば、業務上疾病として別表に追加する必要かつ十分な条件を満たしているとは言い難いのではないか。国内でのベリリウムの使用状況を確認すべきである。

<1,2-ジクロロプロパン又はジクロロメタンにさらされる業務による胆管がんについて>

- 「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」報告書では、胆管がんはジクロロメタン又は1,2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度ばく露することにより発症し得るとされている。しかし、この報告書は労災認定の業務上外を判断することが主眼であり、胆管がんの発症に必要となるばく露期間や潜伏期間は不明で、化学物質と胆管がんとの関係については十分解明されているとは言い難いと記されている。われわれ事業者は、エビデンスに基づき、誰もが納得しうる基準をもって、別表に追加されるべきだと考えている。現在の疫学的解明と原因の追及を待って、因果関係をより明確にすることが不可欠である。

<労災補償制度について>

- 業務と疾病の因果関係については、客観的な事実、十分な証拠に基づいて証明されるべきものであり、全国斉一の基準により労災認定を行っていただきたい。
- 各種改定を行う際に、その改定による労災保険財政への影響を可能な限りデータで示すようにしてもらいたい。

<対策等について>

- 別表に規定されている疾病について、新たな知見が示された場合には、速やかに検討を行い、別表の訂正、削除、付加を行っていただきたい。また、企業の自主的管理のため、様々な情報を広く業界や企業に伝える仕組みをつくり、生かしていくべきである。
- 労働災害は、企業が十分な対策をとっていても、労働者が不安全行動をとれば発生し、労災として認定される。その結果、労災認定された企業を悪とするような誤ったイメージが与えられてしまうことになる。また、労災認定は、業務起因性によってのみ判断されるが、その原因や内容をよく分析し、理解しなければ、企業として十分な対策をとることはできない。

<参考：公聴会で寄せられた各疾病に関する意見と検討状況について>

テレピン油にさらされる業務による皮膚疾患について

(意見) 専門検討会での検討におけるテレピン油による業務上疾病の症例は全て海外のもの(分科会報告書別添5)であり、国内で同じ評価ができ、同じ症例が起こり得るのか疑問である。国内でのテレピン油の使用状況、症例の有無等を再確認すべきである。

(検討状況)

上記疾病については、労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書において、業務と疾病との間に因果関係が確立していると認められ、労働基準法施行規則別表第1の2に追加することが適当とされた。なお、検討の際、例示列挙の考え方において、諸外国における発症例も例示列挙の要素の一つと位置づけられている。

また、経済産業省の統計によれば、国内においても5000t以上が製造・輸入され(平成23年度)、溶剤や医薬品などの用途に広く用いられているところであり、国内の通常の労働の場においても、職業性ばく露により皮膚炎を発症した国外の事例と同様の事例が起こり得ると考えられる。

よって、諸外国においては症例があり、国内においても相当程度取り扱われているものと認められることから、例示列挙の考え方に従い、別表に追加することが適当である。

ベリリウムにさらされる業務による肺がんについて

(意見) 専門検討会の分科会の報告書では、海外の専門家会議等でヒトに対する発がん性が認められており、多くの疫学論文があることなどを理由に別表への追加が適当とされているが、国内ではベリリウムばく露による肺がん例についての報告はないとされている(分科会報告書5ページ)ことから、専門検討会の報告書にも示されている例示列挙の考え方(諸外国において発症例があるが、国内においては使用される見込みがない等のため当該疾病の発症例が極めて少ないと認められるものは例示列挙しない旨)からすれば、業務上疾病として別表に追加する必要かつ十分な条件を満たしているとは言い難いのではないか。国内でのベリリウムの使用状況を確認すべきである。

(検討状況)

上記疾病については、労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書において、業務と疾病との間に因果関係が確立していると認められ、労働基準法施行規則別表第1の2に追加することが適当とされた。なお、検討の際、例示列挙の考え方において、諸外国における発症例も例示列挙の要素の一つと位置づけられている。

また、ベリリウムは、主に合金の硬化剤として利用されるもので、国内においてもベリリウム銅合金などとして利用されており、平成 21 年のベリリウムの国内市場規模は約 36 t（石油天然ガス・金属鉱物資源機構）とされているとともに、平成 24 年にベリリウムに係る特殊健康診断を受診した労働者は、134 事業場の合計 836 人（厚生労働省労働基準局安全衛生部調べ）となっており、国内においてもベリリウムを取り扱う業務に従事する労働者は少なくないものと認められる。

よって、諸外国においては症例があり、国内においても相当程度取り扱われているものと認められることから、例示列挙の考え方に従い、労働基準法施行規則別表第 1 の 2 に追加することが適当である。

1, 2-ジクロロプロパン又はジクロロメタンにさらされる
業務による胆管がんについて

（意見）「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」報告書では、胆管がんはジクロロメタン又は 1, 2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度ばく露することにより発症し得るとされている。しかし、この報告書は労災認定の業務上外を判断することが主眼であり、胆管がんの発症に必要なばく露期間や潜伏期間は不明で、化学物質と胆管がんとの関係については十分解明されているとは言い難いと記されている。われわれ事業者は、エビデンスに基づき、誰もが納得しうる基準をもって、別表に追加されるべきだと考えている。現在の疫学的解明と原因の追及を待って、因果関係をより明確にすることが不可欠である。

（検討状況）

ジクロロメタン又は 1, 2-ジクロロプロパンにさらされる業務と胆管がんとの因果関係については、「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」報告書で、胆管がんはジクロロメタン又は 1, 2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度ばく露することにより発症し得ると医学的に推定できるとされた。

大阪府の印刷事業場で発生した 16 名の胆管がんは、同報告書で、両物質のばく露状況等を総合的に勘案すると、1, 2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度ばく露したことが原因で発症した蓋然性が極めて高いと判断され、その結果、労災認定された。

また、ジクロロメタンについては愛知県の印刷事業場に係る労災認定事例が認められている。

以上を踏まえて、労働基準法施行規則第 35 条専門検討会において、労働基準法施行規則別表第 1 の 2 に追加することが適当と判断されたところである。

なお、ジクロロメタン又は 1, 2-ジクロロプロパンによる胆管がんについては既に労災認定がされているが、これらの物質を含め、化学物質と胆管がんとの関係についての更なる研究が進められている。